2　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成三十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	五　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十年度から平成三十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
［(1)～(18)　略］ (19)　平成三十年度補正予算債 ア　熊本地震及び平成三十年七月豪雨への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度都道府県八十・〇％分」という。） イ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度都道府県六十・〇％分」という。） ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年度都道府県五十・〇％分」という。）	［削る］	［削る］ (1)～(20)　［略］ (21)　平成三十年度減収補塡債	六　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例債の額	［削る］

上］

2　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十九年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	五　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成九年度から平成二十九年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
［(1)～(18)　同上］ ［新設］	(1)　平成九年度減収補塡債 (2)～(21)　［同上］ ［新設］	六　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例債の額	(1)　平成九年度において発行を許可された